

あなたの農業経営をサポートします。

# アグリいしかり

石狩市農業総合支援センター通信  
第3号 2009.12.21 発行



12月14～16日の三日間で行われた  
平成21年度アクションサポート事業  
「税務・パソコン講習会」の様様

## 主な内容

- ・地域づくり意見交換会について
- ・農地法の改正について
- ・アクションサポート事業「税務・パソコン講習」について

## 石狩市担い手育成総合支援協議会から

### 平成21年度アクションサポート事業「税務・パソコン講習会」開催

石狩市担い手育成総合支援協議会では、アクションサポート事業の担い手経営能力向上支援活動の一環として「税務・パソコン講習会」を開催しました。

- JA北いしかり厚田支所  
11月25日（水）～27日（金）
  - JA北いしかり浜益支所  
12月2日（水）～4（金）
  - JAいしかり  
12月14日（月）～16日（水）
- 各会場3日間の日程で税務講習と農業簿記の講習を行いました。



厚田会場の様子

### JAいしかりで行った税務・パソコン講習会の様子を報告します。

農業簿記講習では、初心者から上級者までパソコン入力の仕方から始まり、仕分伝票の入力、クミカン取引データ取込みや経営分析まで行い、二日間の講習では時間が足りない程盛りだくさん内容でした。

また、最終日に行われた税務講習では、青色申告の内容や複式簿記の基礎など、熱心に聞き入っていました。

講習会終了後、参加者にアンケートを取り、「今後、定期的に講習会を開催した場合参加しますか」という問いに対し、ほとんどの人から「参加したい」、「時期についても11月下旬から12月上旬が良い」、「大変勉強になりました」等の意見が寄せられました。

今後も、経営能力向上に向けた講習会を開催できるよう関係機関と協議して参ります。



## 地域づくりモデル事業に係る意見交換会が開催されました

第一回地域づくりモデル事業に係る意見交換会が、12月8日（火）午後3時から生振第一農事組合集会所で開催されました。

この意見交換会は、生振第一農事組合で新年度から大型コンバインを共同利用することを機に、生振地区の農業の現状と今後の課題など、地域振興に対する考えをお聞かせいただき、今後の具体的施策導入の基礎とするために開催いたしました。

地域からは後藤さん、平川さん、平野さん、井利元さん、上谷さん、吉田（裕）さん、吉田（茂）さんの7名が出席され、主催者側から氏家センター長、市から重田農林水産課長、農業委員会から吉田事務局、長普及センターから臼澤係長など8名が出席し、後藤さん、氏家センター長の挨拶の後支援センター熊倉事務局長の進行で意見交換

会が進められました。「石狩市生振地区の数字で見える農業の現状」や「生振地区の農地利用明細」、6月に行った「アンケート調査の結果」、「交換耕作の実例」などの資料の説明のあと、高齢化に伴う地域の農業の先行きや、新たな国の農業政策など、約二時間にわたり活発な議論が交わされました。



賃貸借による参入規制緩和であります。改正法の施行で、一定の要件のもとに一般企業の農業参入が自由化されました。一定の要件とは次のとおりです。

- ・地域農業の調和を乱さないこと。
- ・地域農業を維持するための適切な役割が担えること
- ・業務執行役員の一人以上が農業（農産物の加工・販売を含む）に常時従事すること

などの要件が課せられました。解除条件付の貸借契約を結ぶことや、毎年の利用状況を農業委員会に報告することも義務付けられ、規制緩和によって農地の許可事務や監視を担う農業委員会の仕事は膨大となりますが、企業の参入後もきちんと農業を営んでいるか、農地を適切に使われているか監視機能の強化が求められます。

三つ目の柱は、農地の面的集積では農業経営基盤強化促進法を改正して、農地利用集積円滑化事業が創設されました。農林水産省は、農地所有者の

委任を受けて、担い手に農地を貸し付け、面的集積を行う仕組みを全市町村に導入いたします。

事業の実施主体となる「農地利用集積円滑化団体」は、JA、市町村、市町村公社などであり、この農地利用集積円滑化団体が、今後農地を守り「もうかる農業」実現に向けて、どの様に取り組むかがこの新制度の成否のポイントとなります。

## 農地の利用調整

本年度より、ワンストップ支援窓口業務として、支援センターで農地の利用調整（貸したい、借りたい）業務を行っています。

農地の利用集積手続きなどにつきましましては、既に農地法第20条第6項の規定による農地の賃貸借解約の合意書5件、農地法第3条第1項の規定による許可申請5件、農地利用集積計画による利用設定申出書72件の書類作成を行い、農業委員会に提出

## 改正農地法施行

改正農地法が12月15日より施行されました。

同法が掲げる「農地の有効利用」に向けて市町村やJA、さらに農業委員会が担う役割は大きくなります。この改正農地法により、一般企業や特定非営利活動法人（NPO法人）が農地を借りて農業に参入できるようになり、農地の貸借による農業参入には農作業への常時従事など、基本的な規制が取り払われ、例えば東京に拠点を置く農外企業が直接、北海道で農地を借りて農業経営ができるようになりました。

今回の農地制度改正の柱は3つあります。

- 一つ目は、転用規制の厳格化による農地確保
- 二つ目は、農地の賃貸借による農業参入の規制緩和
- 三つ目は、担い手への面的集積の促進であります。

焦点は二つ目の柱で、農地の

しております。

9月に石狩市農業委員会より、農地利用集積計画に基づく利用権設定期間の終了についての通知を受け取りまだ未処理の方や、農地の「貸したい借りたい」情報について、支援センターまでご相談ご連絡をお待ちしております。

☎（0133）663345

### ☆農地情報

#### 貸したい農地

八幡町高岡  
畑地 1 ha  
前作 平成20年 馬鈴薯  
平成21年 秋小麦

#### 借りたい農地

生振地域 1.5 ha程度  
大根作付け希望地

詳細につきましては、支援センターまでお問い合わせください。

☎（0133）663345



